

離婚時の年金分割制度のお知らせ

- ▶離婚した場合、お二人の婚姻期間中の厚生年金を分割してそれぞれ自分の年金とすることができます。
- ▶離婚後2年以内に手続きを行っていただく必要があるため、お早めに、お近くの年金事務所までご相談ください。

年金分割の方法（2種類）

①合意分割制度

離婚し、以下の条件に該当したとき、婚姻期間中の厚生年金記録を当事者間で分割することができる制度です。

- ・婚姻期間中の厚生年金記録があること
- ・当事者双方の合意または裁判所手続きにより按分割合を定めたこと

②3号分割制度

離婚し、以下の条件に該当したとき、国民年金第3号被保険者であった方からの請求により、相手方の厚生年金記録を2分の1ずつ分割することができる制度です。

- ・婚姻期間中に平成20年4月1日以後の国民年金の第3号被保険者機関があること

■手続き及び詳しい内容についてはお近くの年金事務所でご確認ください。

お問い合わせ先

役場住民生活課住民年金係 ☎⑦1084

支所町民福祉課町民係 ☎⑧3111



熱中症を予防しましょう！

毎年気温が上昇するこの時期は、熱中症による体調不良者が多発しています。屋内・屋外に関係なく、こまめな水分補給塩分補給を心がけましょう。
エアコン等を活用し、屋内の温度を調整することで熱中症を予防することができます。

熱中症を疑う症状が出たとき

- ・涼しい場所へ移動する
- ・水分、塩分を補給し休息をとる（飲めるときは）
- ・首、脇、足の付け根を冷却する
- ・119番にて救急車を呼ぶ

予防対策をして、暑い夏を安全に過ごしましょう

※今年は「消防ふれあい広場」は開催致しません。

森町消防本部 ☎②2125
砂原支署 ☎⑧2156